平成２８年（フ）第１４号
大分県佐伯市蒲江大字畑野浦216番地
債務者　三井　晶子
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２８年（フ）第１３号
石川県羽咋市次場町188番地５
債務者　沼田　亜矢
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２７年（フ）第１９号
石川県輪島市鳳至町鳳至丁111番地、住民票上の住所石川県輪島市堀町15字２番地60
債務者　佃　　英樹
1　決定年月日時　平成28年４月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
金沢地方裁判所輪島支部

平成２８年（フ）第１２号
長野県飯田市北方399番地14
債務者　杉山　竜也
1　決定年月日時　平成28年４月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第３５号
兵庫県川西市小花２丁目11番25―302号
債務者　ＢｅｅｒＣａｆｅＲａｄｉｏこと西崎竜彦こと　西崎　竜彦
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第６５号
兵庫県伊丹市瑞穂町４丁目45番地　303号、前住所兵庫県伊丹市鴻池２丁目14番５号　コメットマンションＡ803号
債務者　海老名伸吾
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第５５号
兵庫県西宮市津田町５番10―909号
債務者　藤谷賀津子
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１１４号
兵庫県西宮市東町２丁目４番２―409号
債務者　山本　　功
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１５３号
兵庫県西宮市上田中町３番13―202号
債務者　松原　夏希（旧姓神西）
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２５号
奈良県北葛城郡広陵町馬見中１丁目４番１―403号　ローレルコート真美ヶ丘
債務者　竹口　信惠
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第４６号
奈良県橿原市北八木町１丁目３番３号　プレリュードＭＡＲＵＯＫＡ301号室
債務者　岸野　香苗（旧姓久留島）
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第５０号
奈良県葛城市長尾395番地１
債務者　竹村住設工業こと　竹村　善司
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１４４号
福岡県中間市通谷６丁目25番18号　デュエル通谷101号
債務者　平田テル子
1　決定年月日時　平成28年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１６５号
北九州市小倉北区平松町14番７―702号
債務者　石立　邦明
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１８０号
北九州市八幡東区諏訪１丁目３番12―903号
債務者　渡部　千尋（旧姓宮嶋）
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１９０号
福岡県中間市岩瀬西町16番１号
債務者　今村　重二
1　決定年月日時　平成28年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１９７号
福岡県遠賀郡水巻町梅ノ木団地50番15号
債務者　丹羽　直樹
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部